

国立大学法人奈良教育大学学生支援基金及び国際・学術交流基金に関する規則

平成22年3月26日

制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学は、学生への支援の充実を図るための奈良教育大学学生支援基金（以下「学生支援基金」という。）、並びに、国際交流及び学術交流の一層の進展を図るための奈良教育大学国際・学術交流基金（以下「交流基金」という。）を設ける。

(基金)

第2条 学生支援基金は、次の各号に定める資金をもって充てる。

- 一 奈良教育大学創立120周年記念募金
- 二 基金設立後、学生支援のために受け入れた寄付金
- 三 第一号及び第二号の資金運用により生じた果実

2 交流基金は、次の各号に定める資金をもって充てる。

- 一 奈良教育大学学術交流基金
- 二 奈良教育大学創立120周年記念募金
- 三 基金設立後、国際交流及び学術交流のために受け入れた寄付金
- 四 第一号から第三号の資金の運用により生じた果実

(事業)

第3条 学生支援基金は、学生への支援に係る次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 環境整備事業
- 二 教育・研究支援及び育英奨学事業
- 三 その他、課外活動及び学生企画等の学生支援に関する事業

2 交流基金は、国際交流及び学術交流に係る次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 国際交流事業
- 二 学術交流事業
- 三 留学生交流事業
- 四 その他、国際交流及び学術交流に関する必要な事業

3 学生支援基金及び交流基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(管理)

第4条 学生支援基金及び交流基金は、学長が管理する。

(寄付者への報告)

第5条 学長は、毎事業年度終了後、学生支援基金及び交流基金の事業実施状況並びに経理状況を寄付者に報告する。

2 前項の報告は、ホームページへの掲載等により行う。

(監査)

第6条 学長は、学生支援基金及び交流基金の事業実施状況及び経理状況について、監査を受けなければならない。

(事務)

第7条 学生支援基金及び交流基金に関する事務は、別表のとおりとし、事務局各課の協力を得て企画連携課が総括する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生支援基金及び交流基金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 奈良教育大学学術交流基金規程は廃止する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表

担 当 課	業務内容
学生支援課	学生支援に関すること。 留学生に関すること。
教育研究支援課	学術交流に関すること。 基金（寄付金）の受入手続きに関すること。
総務課	寄付者への報告に関すること。
企画連携課	国際交流に関すること。
財務課	経理に関すること。 経理状況の報告に関すること。 収支決算に関すること。